

京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金交付基準

令和8年4月1日制定

京都市南区まちづくり、はじめの一步応援事業補助金交付要綱第4条に定める補助の対象経費について、以下のとおり取り扱う。

項目	対象経費	対象外経費
人件費	—	×団体構成員・個人の給料、活動費
謝礼	○外部講師等への出演料(交通費含む) ○ボランティアへの謝金	×団体構成員・個人への謝金
交通費	○ボランティアの交通費(合理的かつ経済的な範囲内)	×ガソリン代、駐車場代 ×宿泊費
印刷費	○印刷代(チラシ等の印刷)	×団体・個人の広報紙 ×団体・個人の名刺
消耗品・物品購入費	○活動に関係する簡素な景品、記念品 ○活動に関係する文具、用紙等の材料、食材	×汎用性のある備品購入費(パソコン、机・椅子等) ×返礼品、お土産等
通信費	○郵送料	×電話・ネット代 ×HP管理費
委託料	○活動を効率的に実施する範囲内(チラシの制作等)	×団体の構成員が関わる団体への業務委託
会場使用料・賃借料	○活動の会場となる施設の使用料 ○機材等のレンタル代	×団体事務所等の賃借料、団体運営に係る機材のレンタル代
広告費	○活動に係る広報掲載料	×団体・個人に係る広告掲載料
保険料	○ボランティア保険等	